

平成20年12月17日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部	北	村	和	博
市	民部	北	村	建	治
産	業部	山	本	克	樹
建	設環境部	藤	家	敏	昭
会	計管理者兼会計課	北	御門	敏	則
企	画課	竹	下		勇
総	務課	中	川		宏
財	政課	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局	長	中	村	和	典
税	務課	武	藤	竹	美
福	祉事務所	峰	松	靖	規
保	険健康課	岩	田	輝	寛
農	林水産課	迎		和	泉
商	工観光課	田	中	敏	男
都	市建設課	平	石	和	弘
環	境下水道課	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課	松	浦		勉
水	道課	福	岡	俊	剛
教	育	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館	谷	口	秀	男
同	和对策課長兼生涯学習課	関		正	和
農	業委員会事務局	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

---

平成20年12月17日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第64号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第65号 平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第66号 平成20年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第67号 平成20年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第68号 鹿島市土地開発公社定款の変更について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 請願上程  
請願第2号 「ILO勧告に基づきJR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択」を求める請願（常任委員会付託）

---

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。森田事務局長。

○議会事務局長（森田利明君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がありました。議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成20年度10月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

次に、今期定例会開会日に決議いたしました決議第1号 暴力団等による暴力の根絶に関する決議は、12月5日付で各関係機関あてに送付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第69号の1議案を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

皆さんおはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、条例改正1件でございます。

それでは、議案第69号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成20年12月5日に公布され、翌年の1月1日から施行されることに伴い、出産育児一時金の支給額を改めるものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（橋爪 敏君）**

お諮りします。議案第64号から議案第69号の6議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋爪 敏君）**

御異議ないものと認めます。よって、議案第64号から議案第69号の6議案は委員会付託を省略することに決しました。

**日程第2 議案第64号**

**○議長（橋爪 敏君）**

次に、日程第2．議案第64号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上財政課長。

**○財政課長（打上俊雄君）**

おはようございます。それでは、議案第64号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明をいたします。

議案書は25ページ、また、議案説明資料も25ページでございます。

それでは、お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から2,990千円を減額し、補正後の総額を11,913,334千円としたものでございます。

あわせて債務負担行為の補正、地方債の補正もお願いいたしますのでございます。

2ページをお開きください。

2ページから6ページは、今回の補正の集計表でございます。参考までにごらんください。

7ページをお開きください。

7ページは、債務負担行為の補正でございます。今回、中学校に導入いたしましたパソコンを6年リースといたしました。通常は5年リースですが、6年というリースを設定いたしましたので、21年度から26年度分のリース料、合計6,500千円を債務負担行為として計上いたすものでございます。

8ページをお開きください。

8ページは地方債の補正でございます。まず、上段ですが、新規の起債といたしまして、広域営農団地農道整備事業に69,900千円、中山間地総合整備事業に12,700千円、合計82,600千円の起債が認められましたので、計上いたすものでございます。

下段の消防施設整備事業、急傾斜地崩壊防止事業、能古見小学校大規模改造事業、臨時財政対策債等は、事業費の確定に伴う補正でございます。

それでは、補正予算の説明書により説明をいたします。

9ページをお開きください。

9ページから10ページは、今回の補正の事項別明細書でございます。参考までにごらんください。

11ページをお開きください。

11ページから補正内容を御説明いたします。要点を絞って御説明をいたします。

まず、歳入でございます。

11ページの分担金、急傾斜地崩壊防止事業分担金1,300千円は、お隣の西ノ浦地区で事業を行いますので、その分担金でございます。

12ページをごらんください。

12ページの負担金、13ページの国庫負担金は、決算見込みによる補正でございます。

14ページをお開きください。

14ページの国庫補助金、まず住宅費国庫補助金450千円は、地上波デジタル放送の受信状況を調査するための補助金でございます。

2行目の小学校費国庫補助金、安全・安心な学校づくり交付金増額は、能古見小学校大規模改造事業に16,061千円の補助金の増額が認められましたので、計上をいたすものでございます。

15ページの県負担金も決算見込みの補正でございます。

16ページをお開きください。

16ページの河川費県補助金でございますが、先ほど説明いたしました急傾斜地崩壊防止事業の佐賀県の補助金でございます。

17ページをごらんください。

17ページの佐賀県の委託金でございますが、げんしりょく読本配布事務委託金として31千円を計上いたしております。

18ページをごらんください。

18ページも決算見込みによる利息の増額でございます。

19ページをごらんください。

寄附金でございます。まず、保健体育費寄附金として東亜工機株式会社様より200千円、小学校と中学校の備品購入の寄附金として有限会社matuura様より合計600千円の寄附をいただいております。この寄附金につきましては、趣旨に従って有効に活用させていただきたいと思っております。内容は後ほど歳出で説明をいたします。東亜工機株式会社様、有限会社matuura様には心よりお礼を申し上げます。

20ページをお開きください。

20ページには、今回の補正の財源調整により基金繰入金を減債基金公共施設建設基金からの繰り入れの総額80,382千円を減額いたすものでございます。

21ページ目は雑入でございます。これも決算見込み等による精算の収入等でございます。

22ページをお開きください。

22ページは市債でございます。市債につきましては、先ほど予算の表とかに出てきてまいりましたように、説明欄をごらんください。急傾斜地崩壊防止事業に1,300千円の増額、消防施設整備事業に600千円の減額、小学校大規模改造事業——これは能古見小学校でございます。59,300千円の減額、臨時財政対策債は42千円の増額、県営広域営農団地農道整備事業は69,900千円の増額、中山間地域総合整備事業は12,700千円の増額でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

23ページ目からは歳出の説明でございますが、別紙の議案説明資料でまとめて御説明をいたしますので、まずはこの補正予算書の44ページをお開きください。

44ページは、給与費の明細書でございます。今回の補正の中に報酬の補正がございますので、その明細を掲載し、集計をした表でございます。

45ページは、先ほどの債務負担行為の明細を掲載するものでございます。

46ページをお開きください。

地方債の現在高調書でございます。

合計欄をごらんください。合計欄一番左は、平成18年度末の現在高でございます。11,311,871千円。

欄を1つ右へ飛びまして、平成19年度末は10,673,008千円が現在高でございます。

一番右の欄、平成20年度末では9,908,150千円が一般会計の市債残高の見込みでございます。

そのうち1行上です。臨時財政対策、これは普通交付税等の削減を補てんしているものですが、その総額が2,673,835千円というふうになっています。

この20年度末の9,908,150千円のうち約65%が交付税より措置をされるという予定でございます。

それでは、別冊の議案説明資料の25ページをお開きください。

25ページから27ページは、今回の補正の増減額の比較表でございます。若干説明をいたします。

25ページの13行目、国庫支出金23,261千円、14行目、県支出金6,708千円の増額となっておりますが、17行目の繰入金、これは先ほど説明いたしましたように、減債基金等から80,382千円の繰り入れを中止するものがございます。そういった増減がございまして、一番下の合計欄——右の欄ですね、2,990千円の減額補正ということになっております。

26ページをお開きください。

26ページは歳出の目的別の増減比較表でございます。

2行目の総務費、右の欄をごらんください。13,568千円の増額。3行目の民生費21,991千円の増額等の増の要因がございましたが、10行目の教育費でございます59,024千円の減額。これは能古見小学校大規模改造事業の事業費が確定をいたしましたので、減額ということになります。そういった要因で総計としては一番下の欄、2,990千円の減額補正ということになっております。

27ページの右の増減欄をごらんください。

2行目の物件費は28,801千円の増額、4行目の扶助費21,002千円の増額、5行目の補助費等12,133千円の増額などの増額補正の要因がございましたが、6行目の投資的経費69,856千円の減額、これも主には能古見小学校大規模改造事業の事業費確定による減額でございます。そのような要因で、総額としては2,990千円の減額補正ということになっております。

28ページをお開きください。

28ページより歳出の主な補正内容につきまして御説明をいたします。

まず、No.1、一般管理費、一般管理事業8,824千円の増額。これは備考欄をごらんください。補正内容は備考欄のとおりでございます。

2行目、庁舎管理費、庁舎管理事業3,572千円。燃料費の高騰などに伴う増額補正でございます。

6行目、情報システム管理費、ブロードバンド利用環境整備事業。これは公共施設建設基金より6,000千円を充当しておりましたが、この6,000千円の充当を中止したいというふうに残ります。

7行目、障害者自立支援費、更生医療給付事業13,500千円の増額、これも決算見込みによる増額補正でございます。

29ページをごらんください。

13行目、保健衛生総務費の新規事業として、新型インフルエンザ対策事業として新規に7,212千円を補正いたしております。内容につきましては、流行が予想をされております新型インフルエンザ対策経費として、報償費、備蓄用品の購入費などでございます。

15行目をごらんください。これは県営広域営農団地農道整備事業に69,900千円の市債を充当するものでございます

16行目、農地整備費も中山間地域総合整備事業に12,700千円の市債を充当するものでございます。

30ページをお開きください。

17行目、商工業振興費、誘致企業助成措置事業7,367千円、これは誘致企業への補助金でありますが、確定をいたしましたので、計上いたします。

次は、20行目の急傾斜地崩壊防止事業5,200千円。先ほど御説明いたしましたように、七浦の西ノ浦地区に新規の事業が発生をいたしましたので、計上をいたすものでございます。

21行目、住宅管理費、市営住宅管理事業1,000千円の増額。地上デジタル放送化に伴う受信状況の調査事業でございます。末光、執行分住宅ほか市営住宅5カ所を調査いたすものでございます。

24行目、小学校管理費、能古見小学校大規模改造事業69,316千円の減額、事業費確定に伴う減額でございます。市債の減額、公共施設建設基金からの繰入金の減額を行っております。

31ページをごらんください。

31ページの25、26、28、29は、有限会社matuura様の指定寄附600千円の寄附に伴いまして、鹿島小学校へ150千円、浜小学校へ150千円、西部中学校へ150千円、東部中学校へ150千円、備品購入費等で措置をするものでございます。

31行目をごらんください。保健体育総務費、保健体育振興事業200千円、東亜工機様から200千円の指定寄附をいただきましたので、スポーツ振興事業交付金として鹿島市体育協会へ交付をいたすものでございます。

32ページをお開きください。

34の学校給食運営費として5,883千円、燃料費の高騰、修繕料の不足等で増額をいたしております。

35行目、予備費に3,588千円を増額し、全体の調整を図っております。

以上で議案第64号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）につきましての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

質問をいたします。

私も常日ごろ考えることなのですが、補正予算というもののあり方というものについていつも考えております。どういう補正予算というのがふさわしいものになってくるかということについていつも考えるんですが、過去の精算、あるいは流用、あるいは将来にわたる、あと残りわずかな年度中の新しいもの、そういうものに対する予算づけだというふうに私は理解をするところであります。

そういう補正予算ということについて御質問を申し上げたいと思いますが、前回の決算委員会にもありましたが、新幹線の長崎ルートの問題の解決に伴って、自前の長崎本線の存続の期成会がまだ存続をしておるといことがあろうかと思えます。この問題について、なかなか解散といいますか、整理といいますか、そういうものがまだなっていないようでありますし、期成会そのものにも100千円相当の金額が残っているということで、今回、私は補正予算の中でやはり戻しという問題で、あれは計上されなければならないのではないかなというふうに思っておりますが、その点についていかが対応されておりますでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

J R長崎本線存続期成会につきましては、御存じのとおり江北町と鹿島市と2つで構成ということでございます。事務的にも、いつの時期にどうしようかというような話をしておりますけれども、まだ結論が出ておりません。結論が出ていないので、期成会をこのままにしている状態でございます。したがって、期成会解散となれば、これまでも期成会、いろんな変遷がございましたので、その時点で残った分を出資といいますか、負担金を出している比率によりまして案分をしているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

この問題については、江北町との問題もあるんでしょうが、やはりまだ庁舎の前にも看板がそのまま立っております。市長の判断として、例えばページをめくる、新しい時代に、新しいものに対してページをめくっていくと。そして、決算委員会でも市長言われましたが、県との協力関係を築いていかなきゃいけないというふうなこともおっしゃっております。そういう意味では、この問題については早いうちの決着をされて、結論を出されて、そして本当にページをめくっていくんだと。そのために私も後ろ向きの問題提起は今後したくないと、しないということを市長の歩調に合わせて私も言うてきたところでありますが、まだまだそこに足を突っ込んだまま、どういうふうな活動内容があるのか。ないなら、ないなりの結論

を出すべきだというふうに思います。議会も当然議長が入っておられますので、議会でもそりゃ恐らく議論をしなきゃいかん問題かもしれませんが、この問題についてどのような形で決着をつけられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

実務的には、そういうふうに残ったらば、当然戻しといいますか、会計に戻していただくというのが筋でしょうから、今回補正予算になかったということで、あえて今の状況をお聞きしておきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

新しくページをめくると申し上げたということですが、鹿島市長としての判断だけでできることはもう完全にそうしています。ただ、期成会というのは江北町も入っておられますので、私の判断だけというわけにはいかないということが原則論です。

また、ここではっきり申し上げておきますが、この期成会で従前のような方針のもとでの活動を実態的にするというはございません。ただ形式論として、最後にこれをどう落とすか。これは以前にも申し上げましたように、やはり今まで江北町と一緒にやってきた。こういうことを考えますと、両者の、これでやめましょと、これが完全に一致するまではこのままの状態であると、こういうことであります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

補正予算の問題ですから、政策論争まで引き延ばしたくないというのが私の意見なんですが、まだまだ新幹線に関する問題提起は、江北町自体はまだ持っておられるわけですよ。これからもまだ続いていくんです。きょうの新聞ではありませんが、もう来年度は3カ所ぐらい着工になる。肥前山口と武雄のほうも複線化の事業も課題に載ってくるということですよ。江北町は新幹線そのものが通っていくわけですから、江北町のことを考えればこの問題については長引きますよ。そうすると、鹿島市が江北町におつき合いをしていくとなると、ずっとおつき合いをしていかにゃいかんということになるろうかと思うんですよ。向こうは問題提起を抱えているわけですから。うちは新幹線問題については、直接はないわけですから。そういう意味では僕はなるべく早うちの協議をしていただくというのが必要ではなかろうかなと。まだまだ江北町自体は県とのいろんなパイプ——パイプって失礼ですが、協議をする場が江北町の場合いっぱいあります。ですから、その問題について、どのような形になるのかわからないけれども、私は早うちに江北町との協議を進めていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

新幹線長崎ルート反対期成会じゃないんです。在来線の長崎本線存続期成会なんです。この問題は政府も三者合意という形で決着したじゃないですか。ただ、私が言っているのは形式論ですよ。先ほど言いましたように、事務局には意向、打診等を含めて、そういう折衝はしています。

それから、もう1つは、以前に申し上げましたが、江北町長としては来年度、21年度の予算に本格的に長崎ルートの予算が盛り込まれた段階をもって自分は考えるというふうなことを申されております。これは以前にも議会で言ったでしょう。そういうことを私は念頭に置きながらやっているわけです。

○議長（橋爪 敏君）

今、市長のほうから答弁ありましたけれども、質疑は補正予算に対して質疑をしていただきますようお願いしたいと思います。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

いや、だから、前提として、補正に戻しがたいから、その状態をお聞きをしているわけですから、別におかしくない……。

○議長（橋爪 敏君）

それについて答弁ありましたから。

○11番（中西裕司君）

いや、だからそこで政策論議までいくと、だからと言って今、確認の質問ただけでしょう。よろしいんじゃないですか。それは許されないですか、議長。私は許してほしいと思いますよ、その質問は。（「一般質問……」と呼ぶ者あり）一般質問と補正と、また違うでしょうが。

それでは2点目の問題に入ります。

現在、金融不安、その他を含めて、雇用の問題が非常に不安ということで、非正規職員の職をなくすという問題、あるいは企業が存続をかけてさまざまな問題が出てきております。ついては、今回の補正予算に私が言いましたように、今の情勢に基づく補正予算の仕方、あるいは市長の演告の中でのお話もそういう状況の流れ、市政の中でそういう流れになってくるだろうと。そうすると、今回の補正予算について雇用関係を含めた、例えば相談の窓口の問題とか新たな費用をつくると。補正につくるということが今回見えていないわけですが、その点についていかがお考えでしょうか。担当の方はどうですかね。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

こういった情勢だから、当然議員は補正が必要じゃないかとおっしゃった。我々も必要ならば補正を皆様方に御提案申し上げて、お願いいたしますというふうな、そういった筋道になろうかと思えます。

今、この雇用情勢というのを我々はどうしているかといったら、まず企業の状況、派遣社員、内定取り消し、それから企業さんの経営状況、そういったことは大枠つかんでおりますし、そして、その後、対応策を練るとい話になると思えます。中小企業の貸付対策、経営相談、ちょっとおっしゃった相談窓口、これはもう既に設置をする計画でおります。派遣切りが出てくれば、どう対応するのか、第2次補正もお考えがあるようでございますから、そういったことと連動しながら、当然ながら検討をしていくべきだというふうな考えでおります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

今の状況の流れを産業部長としては一応認識をしておって、補正という形では具体的な数字ではまだ上げていないけれども、そういう状況の認識はあると。それに伴って、予算化するときはするということによろしゅうございますか。そういうことでいいですね。予算化をしていくんだということ。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

実態を的確に正確に把握をして、そういう事態があれば、機関で決定をして補正をお願いするということになろうかと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

佐賀県におかれましては、ハローワークの肩がわりをするような地方の雇用の問題を、いわゆる縦割りの考え方じゃなくて、地域で活性化を起こすための総合的な雇用の政策をしていくという、いわゆる権限移譲、財源移譲を含めて、そのような考え方で佐賀県としては動いておられる。当然鹿島市にとっては単独ではなかなか難しいかもしれんけれども、いわゆるうちの場合、大企業と言われる企業もあるわけですから、そういう意味では今後の雇用の問題については、例えば3月の補正でも、あるいは新規の来年度の予算についても、そういうのを含めて検討をしていただきたいというふうにお問い合わせをしております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

14番です。何点かお尋ねをしたいと思いますが、ちょうど今、雇用問題が出ましたのでね、私も今回の補正の中では、この問題は非常に重要じゃないかと思いついて見せておりますが、この中には特に労働費の中とかゼロで増額はあっていませんね。ただ、今、部長が実態の調査をして、その上で補正が必要な場合は補正を組むとおっしゃったんですが、遅いんですよ。企業の調査はもちろん大事だと思います。今やっぱりその前に、市民からの直接の実態を知るということが非常に大事だと思うんですよ。私は一般質問の中でも、その実態をほんのわずか、さわりの分だけ言いましたがね、今やっぱり急がなくてはいけないのは、どこにどう相談に行っていかわからないという労働者の人がいっぱいいらっしゃるんですよ。この辺で契約社員で、私たち今、大きな大企業なんかでどんどん報道されておりますから、この辺は違うのかなというような感覚を持った人もありますが、本当に小さなお店、企業、その他まで契約社員といいますかね、派遣社員といいますかね、そういう人が多いですね。そういう形で雇われていらっしゃる。

だから、今のような情勢の中で、そういう名の中でやっぱり仕事を奪われたというような人がいらっしゃるの、私は今緊急にお願いをしたいのは、ここで補正予算を組む、組まんでももちろん大事です。その前に、相談の窓口をつくってくださいよ。本当にけさもテレビであっていましたが、御主人が解雇されて奥さんが働かんといかんけど、奥さんが働きに行くには子供を預けんといかんとか、1つの失業から波及していろんな問題が出てきているというのがありますので、全体的に今の年末にかけてのことでもありますので、相談窓口をぜひつくっていただくということを私はまずお願いをしたいと思いますが、どうでしょうか。

**○議長（橋爪 敏君）**

山本産業部長。

**○産業部長（山本克樹君）**

我々の所掌の範囲と云ったら、ちょっと逃げのような言い方になるんですけども、すべてが私の窓口で解決できませんので、既に年末の中小企業者に対する相談窓口というのは、ちょっと今計画を立てておりますので、おっしゃるような私どもの所掌に係る相談窓口というのは前向きに考えていきたいというふうに思っております。

**○議長（橋爪 敏君）**

14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

市長にお尋ねをします。今、部長からはそういう答弁をいただきましたが、市長、すべて生活その他にかかわる相談窓口を全般的につくるというお約束をしていただきたいと思います、どうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

全般にかかわる窓口を1カ所で設けるとするのは無理です。したがって、担当、担当で通常的にもやっておりますし、また、そういう要求が高いということになれば、先ほど部長が言いましたように、前向きに検討させていただきたいということです。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

その場合の相談の場所です。担当課、担当課で設けます。担当課に行って、皆さんのいっぱいいらっしゃるところになかなか相談しにくいんですよ。だから、どこかに特別の相談室、あいた部屋もあると思いますからね、そういうところをちゃんとして、行きやすいところで相談ができる体制をとるといっても私は大事だと思いますので、その辺まで含めていかがでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

特別な部屋を設けてというのは、ちょっとこれはどうかと思いますけど、とにかく検討はいたします。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ぜひお願いをして、次に移りたいと思いますが、私はこれまでも職員の方たちの健康管理の問題で何度も発言をしてきたと思いますが、今回もこの中で産休、病休の代替え職員の賃金というのが出ていますがね、産休はもちろん当然です。病気になったら休んで治療せんといかんわけですが、そこまでに至る間の職員の健康管理の問題ですね。いつも質問しますと、ちゃんと調査もし、チェックをしているということですが、今の市役所の体制を見るときに、本当に重要な部分の担当者が1人しかいないというようなところがほとんどですよ。そういう中で、やっぱり少しどうかあっても、すぐには治療できない。病気というのは早期発見、早期治療が大事だと言われておりますが、わかっていながらも仕事に出てこなくちゃいけないというような状況があるのを私はずっと見ていますがね、その辺についての管理者としての責任といいますか、そういうところの監督といいますか、どういうふうになさっているのか、その辺をまずお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

お答えさせていただきます。

鹿島市職員労働安全衛生管理規定というのを設けております。その中で明確に所属長の責任として、職員の安全と健康を確保するように努めなければならないということで、常々に所属長については職員の健康状態を見ていただきたいということで思っております。それと報告書をいただくような形をとっております。職員の健康状況も含みます、いろんな状況を含みますけれど、それらを上げていただくというシステムをつくっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

いつもお答えは同じですが、そういう中で病休というのが出るわけですが、今何人の方がお休みになっているんですか。

○議長（橋爪 敏君）

中川総務課長。

○総務課長（中川 宏君）

病休代替えの方は、今1名です。（「病休で休んでいる人」と呼ぶ者あり）病休で休んでいるのも1名です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私自身も市の職員として勤務をした時期がありますが、自分1人で同じ仕事をしているということで、少々の病気では休めないというような状況もあったことを今思い出しますが、やっぱり今の職員体制の中では非常に大変な状況にあられることもわかりますし、薬を片手にという方もたくさんいらっしゃるわけで、その辺については十分に監督、注意をしながら、実態を把握しながら進めていただきたいと思います。

次に進みます。高齢者福祉総務費の中で11,000千円ですか、介護負担金の戻りが出ていますがね、これは以前も申しましたが、介護保険料が県内でも非常に高いということで、介護保険事務所の黒字が出た分を保険料を安くするというふうに充てるべきだというようなことで私は意見を申し上げておりましたが、今回、このようにして負担金が戻されてくるということですが、その辺との絡みは、その後、進んでいるんでしょうか、介護保険料の問題。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

ちょうどこの前、偶然ですが、介護保険事務所の鹿島市出身の課長に、20年度の収支の見直し、見込みを聞きました。少し利益が出るようです。したがって、このことについては新しい武雄市長さんと話し合いながら、今後の問題もありますが、できるだけ還元できるように、そういう形を私は念頭に置きながら、武雄市長とも話し合いをしていこうというふうに思っています。

**○議長（橋爪 敏君）**

14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

これはぜひお願いをしたいと思います。やはり介護保険料と後期高齢者医療費の保険料は、特に所得の少ない高齢者には物すごく重たい負担になっていますので、ぜひお願いをしたいと思います。

次に、あと1点お尋ねをしますが、西ノ浦地区の受益者負担が1,300千円ということですが、これは何世帯ぐらいの対象ですか。

**○議長（橋爪 敏君）**

平石都市建設課長。

**○都市建設課長（平石和弘君）**

受益対象の戸数は1戸でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

1世帯ということですね。ほかにもいろいろ土地改良事業をなされているところで、受益者負担がありますがね、例えば、今一番心配をするのは農業がうまくいかないという、収益がうまく上がらないということで負担金の未納というような問題もあるわけですが、特にまだ残っている多良岳パイロット事業はいまだに大きな問題になっていますが、そういう面で今全体的に土地改良事業が行われたところでの負担金の納入というのは順調にいつているんでしょうか。

**○議長（橋爪 敏君）**

山本産業部長。

**○産業部長（山本克樹君）**

土地改良事業全体につきましては、ちょっと今、後で担当課長も補足をすると思いますけれども、多良岳パイロットにつきましては、平成十二、三年ごろには35,000千円ぐらいの額があったと思うんですけども、今現在、5,000千円を切ったぐらい、6,000千円を切ったか、それ程度です。今の状況というのは、やはりどうしても未納で残っているというのはそうい

った事情、いろんな事情で厳しいというところが多いもんですから、ほとんど毎日、ちょっと訪問をさせていただいていると言っていい、そう言ったほうがいいと思います。というのは、極端に言えば1千円でも2千円でもいただきたいというようなことでお伺いをしていますけれども、なかなかやっぱりおっしゃるような状況で厳しい面がありますけれども、何とかこれは公平性もありますので、お願いをしていきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私は入っていないから、それをどがん取りにいけというようなことで言ったわけじゃございませんがね、例えばパイロット事業を例に出したんですが、これも本当に取り組まれた農家の人が悪いんじゃないくて、やっぱり果樹なんかの外国からの輸入その他によって、夢を見たミカンが成り立っていかないというような、そういう状況からあれだけの荒廃園を出すようになって、全く収入は出なくなった上にお金は払わんばなんということで、多くの人たちが長い間苦しみ、心を痛めながらいらしているわけですよ。それをとやかく言っているんじゃないですよ。そういう状況ですから、ほかの土地改良の事業においても、今の農業経営の中で収益がうまく上がらない中で大変じゃないかということで、私は1,300千円が何世帯でどうなっているんですかというのをお尋ねしましたのでね、その辺についてのやっぱり個々の負担金の問題というのは、これから今までと同じような形では考えられないんじゃないかと思うんですよ。

例えば、パイロット事業、私は本当に今こんなことを言うべきじゃありませんが、三十数年前、初めて私が議員になったときに、パイロット事業の地元負担の割合が決められたんですよ。そのとき七浦からたくさんの方がいらして、市が提案しているだけでは、私たちやっていけないから、何とかもっと少なくしてくださいということで、傍聴席はいっぱいだったんですよ。そのときその人たちの立場に立ったのは私だけでした。そして、ミカンの木は間もなく切られるでしょうと。そういうときにそういう負担金のあり方でいいのかということで、私はまだ本当に議員になりたてでしたけど、そういう意見を言ったのを思い出しますがね、案の定、言ったようになったんですよ。

そういう形でね、農業が上の計画でどんどん——もちろん土地改良することによって、よりよい農業生産ができるようにという目的でなされていると思いますが、現実はどうじゃないというのがあるわけですからね、その辺について、やっぱりよくはなったんだけど、結局負担のほうが大変だというような状況になっていかないような対応、指導を行政としてしていただきたいし、もちろんこういう枠は国や県のいろんな定めもあると思いますがね、そこんところでやっぱり地元の農業を守るという立場に立てば、市がさらにどこまでしなくちゃいけないかというのがおのずからわかってくると思いますので、その辺のことを私はもう答

弁は要りませんが、意見として申し上げて終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ありませんか。9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

9番水頭でございます。1点だけお伺いいたします。

市長が演告の中で申されている定額給付金について、若干お尋ねをしていきたいと思えます。

この新聞等によりますと、これの支給総額が県内で13,230,000千円……（「補正予算と関係ないです」と呼ぶ者あり）これ聞かれないとですか。

○議長（橋爪 敏君）

補正予算について、ひとつ質疑をお願いします。補正予算の内容について。

○9番（水頭喜弘君）

そいぎ、どういうところで聞けばよかですかね。

○議長（橋爪 敏君）

一般質問……。

○9番（水頭喜弘君）

一般質問。これは演告で出たから、その前……。聞かれない。

○議長（橋爪 敏君）

ちょっと暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今回の僕の質問で定額給付についての質問をということでありました。それはどういうことで質問をしようと思っていたのかというのは、この定額給付について国の決定がないため、今回の補正はあり得ないと思いますが、国の補正が2次補正等で可決した場合に、市としてはいつの補正で計上されるつもりなのかということでお聞きをしようと思ってここに立った次第でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの質疑は議案第64号以外の質疑と判断しました。しかし、これは非常に重要案件ということに思っておりますので、別の機会で質問をしていただきますようお願いいたします。

ほかにございませんか。3番松本末治君。

**○3番（松本末治君）**

3番松本末治です。まず、議長にお願いをしておきます。議案外でしたら早目にストップをお願いします。

議案説明資料の補正の32ページ、No.33、蟻尾山公園指定管理事業で補正額558千円、外灯修理ほかということになっております。蟻尾山公園も指定管理者運営ということになっておりますけれど、この施設の補修等については、市の生涯学習課の対応ということになっておるんだと思いますので、内容についてお伺いしたいと思います。

**○議長（橋爪 敏君）**

谷口生涯学習課長。

**○生涯学習課長（谷口秀男君）**

御質問にお答えいたします。

今回の補正558千円でございますが、蟻尾山公園の管理事業でございます。これは先ほどおっしゃいましたように、市のほうが修繕等を行っていくものでございます。この558千円ですけれども、御承知のように8月16日に大きな落雷がございまして、野球場のスコアボードの障害の修繕工事、それから夜間照明の障害修繕工事が落雷で被害を受けたところでございます。そのスコアボードと夜間照明、これは全部で1,470千円。すぐ復旧しないと、球場等が使用できないということで、流用等をお願いして早急に修繕をしてきたところでございます。そういうことを受けまして、もともと当初、修繕が当然必要なものがあるものですから、その流用に合わせて対応したものですから、今回補正をお願いしているところでございます。

それで、この558千円の中身ですけれども、市民球場のスコアボード基板修繕、これが100千円、それから芝生管理機械——スーパ—といいますが、その修繕の100千円。それから、屋内外のトイレセンサーの取りかえ修繕ということで70千円。そして、外灯の修理ですね、これが207,900円でございます。それが550千円、合わせて558千円ということで補正をお願いしているところでございます。よろしく申し上げます。

**○議長（橋爪 敏君）**

打上財政課長。

**○財政課長（打上俊雄君）**

今の松本議員の御質問に関連して、若干文言を訂正させていただきます。

説明資料の32ページのNo.33で、蟻尾山公園指定管理事業というふうな事業名を掲げておりますが、正確には蟻尾山公園施設整備事業というふうに訂正をお願いします。これは直接鹿島市が工事を行うものでございまして、指定管理者へ委託するものではありませんので、訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

ありがとうございました。ちょっと関連じみたことになりますから、迷いよつとですけれど、迷いを消してお伺いします。

今、落雷ということで事故の修理だというようなことで、よくわかりますけれど、本当にすばらしい球場なり陸上競技場、本当に世界には言いませんけど、全国に誇れる施設じゃなかろうかと思えます。先般の高校総体を初め、かなり全国的な大会も誘致がなされておる。そういう中で来月すぐ、この陸上競技場、かなり参加チームがふえておりますクロスカントリーが行われます。私も昨年クロスカントリーのときにコースを回って、11カ月ぶりぐらい、コースを回りました。そしたら、びっくりしました。ちょっと私の頭はまだちかっと残っておるとはすけど、かなり芝がはげておるということで、蟻尾山公園には芝博士と言われるぐらいのすばらしいスタッフがおられるわけですが、その芝博士の手にかかっても芝が枯れるというコースがあります。それは2,500本ぐらい松の木を寄附していただいた。その松が悪影響をしているというようなことで、本当に私は昨年まではコース全部、芝がきれいに生えそろうておったという記憶があったわけですが、やはりここ何年間か、少しずつ芝が傷んできている。どうしても修復ができないというふうな状況にあるということで、かなりの費用がかかるんじゃないかという気もしますし、また、あの松が原因だということでも松の対応ということもやはり考えておってもらわなきゃいかんんじゃないかと思えますので、その点、ちょっと外れとるかもしれませんが、議長判断でよろしく願います。

○議長（橋爪 敏君）

谷口生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口秀男君）

お答えいたします。

今の件につきましては、我々もわかっておりましたので、早急に現場に担当も行きまして、調査をさせたところでございます。

今言われるように、松の木のこととか、それから走った後にはげるとか、そういう部分の原因だということで、蟻尾山の担当もそう申していましたが、来月、1月末と2月1日ですか、クロスカントリーがございしますが、それまでにおっしゃるように早急に調査して、すぐに対応をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

**○3番（松本末治君）**

ありがとうございます。ぜひ早急な対応をしていただきたいと思います。あそこの競技場がクロスカントリーコースにかわって——平成8年からかわっておるようですけど、参加チーム、小学校、中学校、本当に男子60チーム、女子50チームぐらいの小学生が参加しておるようですけど、しかし、内容を見ますと、外国人じゃなかですけど、市外の小学校チームがほとんど優勝しているわけですよ。その中で平成14年に七浦少年サッカーが男子で優勝しておりますし、女子では平成17年に、これもまた七浦ジュニアバレーAが優勝しております。

そういう状況ですけど、本当にもういつときしたら箱根の駅伝があります。このクロスカントリーで育った選手も数名出ていることだろうと思いますし、ぜひ市内のことだけではないわけですけど、本当に白石高校が強いチームになったのも、このクロスカントリーコースのおかげじゃなかろうかというぐらいに言われておりますし、ことしは鹿島実高の女子が、残念ながら京都へは行けませんでしたけど、来年はまた行く予定だそうですので、ぜひ整備をよろしく願いして、終わりたいと思います。

**○議長（橋爪 敏君）**

ほかにございませんか。2番松尾勝利君。

**○2番（松尾勝利君）**

2番議員松尾勝利でございます。私は新型インフルエンザ対策の経費のほうで質問したいと思います。

議案説明書の29ページに当たります。この新型インフルエンザ、いまだ特效薬といえますか、一番効く薬が見つかっていないような状況の中で今来ております。まず初期感染というか、予防が大事であります。それから発生した場合の対応、それからその発生が広がった場合の対応がずっと3段階で考えられると思いますが、今回このインフルエンザ対策に報償費として69千円計上されております。医師、薬剤師5人分の報償費ということでございますが、この方たちが対応をしてもらうということの報償費なのか、まずお伺いをしたいと思います。

**○議長（橋爪 敏君）**

岩田保険健康課長。

**○保険健康課長（岩田輝寛君）**

御質問にお答えをしたいと思います。

この報償費69千円は、鹿島市の新型インフルエンザ対策本部設置要綱というのをつくっております。その本部はまだ立ち上げておりませんが、本部の中で、この新型インフルエンザに対する鹿島市の対応について、専門的な立場から医師の3名と、それから薬剤師さん方に入ってもらって、いろいろアドバイスをさせていただくということを考えております。その経費でございます。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今後の対応の意見を聞くための医師、薬剤師の方の報償ということで、その旨わかりましたが、7,143千円の備蓄用品、防護服、ゴーグルほかというふうになっておりますが、防護服については個人が感染を防ぐために、個人感染防護具というふうに認識をしておりますし、この内容についてもう少し詳しく、例えば防護服は何セットぐらいの金額でこの金額が上がっているのか質問したいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

新型インフルエンザが発生した場合、市内の対応というのは、市が基本的に対応をするというようなことが想定されます。先ほど言いましたように、対策本部には5班の危機対策班というのをつくります。その危機対策班の用具に、今回、防護服とか、あるいはマスクとか、外に出て対応する場合もございますので、そういうときのために今回備蓄の補正をお願いをしておるといってございます。

一つ一つ詳しく言ったほうがいいですかね。このくらいでいいですか。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

県内5カ所に感染症の指定医療機関を設けられたそのうちの危機対策班の対応の備蓄用品の経費だというふうに思いますが、鹿島市でも、例えば初期感染といいますか、発熱外来——熱があって来られた場合の病院の対応等も今後考えていかなければいけないというふうに思いますが、こういうふうな指定の医療機関外に患者さんが来られた場合に、マスク等の備蓄も今後必要になってくると思います。発症を想定して、まだ起きていないということで、なかなかそこら辺の対応は難しいと思いますが、そういうふうな今ここに上げられた備蓄用品以外も今後必要になってくると思いますが、そこら辺の対応はどういうふうになっておるのでしょうか。質問いたしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

今回、補正でお願いしているのは、あくまでも先ほど言いましたように、市役所の対策班の分です。その分の用具でございます。一般市民の分のマスクとか防護服とか、そういうも

のも必要じゃないかということでございますけれども、現時点ではそこまでは考えておりません。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

この新型インフルエンザはいつ発生するかわからないという状況でございますので、今のところ、そういうマスクを備えるということは考えていないということでございますが、例えば、学校、幼稚園、保育園等の子供たちが集団で集まってくる。そういうところの危険性というのは非常に大きいと思いますので、今回のこの補正では上がってきませんでした。それと今後、対策本部でどのような考えで進まれるかわかりませんが、そういうふうな初期感染をなるべく防ぐという意味で小学校のマスクを備えておくと、そういうふうな対応もこれから必要になってくるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございせんか。13番小池幸照君。

○13番（小池幸照君）

13番の小池でございます。ちょっと2点だけお聞きをしたいというふうに思っております。1つは、保育所みどり園の件です。もう1つが、中山間地総合整備事業につきまして、お聞きをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げておきます。

特に今回、保育所みどり園のゼロ歳児入所の増に伴う保育士の増額をされておりますが、今現在、少子化の時代の中で保育園運営自体が非常に厳しいということをお聞きいたしております。そういう中で、特に市立保育園でありますみどり園につきましては、市の補助等によって運営がされていくわけでございますが、特に保育所、保育士の要するに幼児を見る人数が限定をされているというふうに思います。ゼロ歳児等は何人まで見られるのか。また、3歳児以上の方が幾らまで見られるのか。特に保育士の確保というのが非常に厳しいという状況にあらうかと思っております。そういう意味で、そこら辺の実態、基準等をお示し願えればというふうに思いますが。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

乳幼児、ゼロ歳児ですけれども、幼児3人について1人というような基準。1歳、2歳児につきましては6人について1人と。それと3歳児につきましては20人について1人。あと4歳児以上につきましては30人について1人ということになっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

13番小池幸照君。

○13番（小池幸照君）

特に、例えば、保育所みどり園の園長先生は、現状は保育士の指導員の免許を持っていたらいいのかなのか、ちょっとわかりませんが、各保育園で保育士の免許を持った園と持っていない園、持たなくても特に運営についてはできると思うんですね。しかし、幼児の指導については保育士の免許を持っておかにかんというのが現状だろうというふうに思います。ですから、みどり園の場合は、園長先生は今の現状では保育士の免許を持っていたらいいのかなのか、お聞きします。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

お答えします。

保育士の免許は持っていません。ただ、保育所の園長になったときに、全国で初任者園長研修がありますので、そこには行って研修を受けております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

13番小池幸照君。

○13番（小池幸照君）

特に先ほど言いましたように、現状は要するに保育園の運営については、園長さんは保育士を持たなくてもいいわけですね。しかし、このように、例えばゼロ歳児の受け入れと、あるいは特別保育、あるいは延長保育、いろいろやっている中で、保育士さんの数は非常に重要になっているんじゃないかという気がするんですね。そういう状況の中で、しかも単年度の雇用みたいな形で採用したり、しなかったりという部分が実は出てくるんじゃないかなという心配があります。ですから、今回の増額というのは、ゼロ歳児がふえたおかげで臨時を雇ったのかなのか、そこら辺の実態はどうなんですか。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

今回の補正につきましては、賃金のほうで732千円の補正ということで行っております。それにつきましては、議員言われるように、ゼロ歳児のほうが多くなったということで、それに合わせて、先ほど申しました基準に従いましたところの保育士の補充というか採用ということで、臨時職員のための費用でございます。

一応現状よりか1名保育士をふやしたいということの費用でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

13番小池幸照君。

○13番（小池幸照君）

ですから、臨時的に雇用をするという非常に短時間の保育の中でしていくのはどうなのかなという気が実はしているわけですね。よければ、もう園長先生が保育士の免許を持っておけば、運営ともども保育士の数に数えられるという問題等が、これはみどり園ばかりじゃなくて、やっぱり各保育園等もそういう実態があるのではないかなという気がするんですよ。

ですから、そこら辺の検討方もぜひお願いをしておきたいなというふうに思いますし、現状、両親の通勤範囲内で保育所に通えるという状況がありますね。この実態、今鹿島市からよそに保育依頼をされているとか、あるいはよそから鹿島のほうに依頼をされている実態はどうなっていますか。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

お答えします。

細かい数字はちょっと手元に持ってきておりませんので、今言われた分は広域の入所についてどうなのかということですので、それにつきましては当然うちのほうからほかの市町村に通勤とかの関係からお願いしている分もでございます。反対に他の市町村からうちのほうの保育所で預かっているということも当然でございます。それと基本的には申し込みの段階で保護者さんの希望がありますので、第1、第2ぐらいで聞いて、そこで対応をしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

13番小池幸照君。

○13番（小池幸照君）

ですから、各保育園は何カ所あるのかな、今8カ所あるのかな、13あるのかな。幼稚園と合わせましても、実は相当な数が鹿島市はあるわけですね。その実態をぜひひとつ御報告願えればというふうに思います。そういう実情は今現在、非常に厳しい雇用関係の中で、倫理的にもそういう対応ができる場合も必要だろうし、また永住的に今後、子供たちの数がふえれば、ますますやっぱりそういう人員確保といいますか、こういうものが非常に厳しくなってくるのではないかなという気がいたしますので、よろしくお願いを申し上げたいなというふうに思います。

次、2番目に、中山間地総合整備事業につきましてお聞きをしたいと思います。これは経営事業ですから、今回の事業の中で何と申しますか、財源の組み替えの中で対応されているようでございますが、実はやっぱり現状の農業情勢はもっと非常に厳しい情勢があります。要するに自己負担というような部分の中で、どうにかして軽減ができないものかというのが大きなポイントにあるんですけれども、今回、この総合整備事業の中での1つの基盤整備事業を今、西塩屋地区、鮎越地区、大野地区をやってもらっているわけですけど、自己負担の軽減のための融資制度というのは設けていらっしゃるのかどうか。そこら辺の実態をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

負担金の軽減ということで、融資の軽減ということでは現在設けておりません。

○議長（橋爪 敏君）

13番小池幸照君。

○13番（小池幸照君）

特に近年毎年のように農産物価格の低迷、あるいは荒廃園等が多くなってきている中での農家の収益というのは非常に減っている状況がございます。その中でやっぱり基盤整備事業があるにしても、自己負担が必要ですよというのが現状の仕組みになっているかと思うんですよね。そういう意味でぜひひとつ融資、貸し付け、低金利の状況でもいいですから、やっぱり当分の間のしのぎをしていかないと、今の経営は非常に厳しいというような状況がございますので、ぜひ検討方をお願いしておきたいというふうに思いますので。

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時5分から再開をいたします。

午後0時6分 休憩

午後1時4分 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

質疑ございませんか。7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

2点質問をいたしたいと思います。

まず1点目は、議案説明資料の32ページのNo.34の学校給食費のことでちょっと1点お伺いをいたします。

先日新聞だったか、この給食費の未納に関して保証人をつけるというような見出しがどっかの自治体であったんですけれども、こういったことに関して当市では、この保証人とかというのはどうなんですかね、考えていらっしゃる部分はあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

日本全国、どこの自治体においても給食費の未納問題というのはかなり問題となっているところございまして、当市におきましても、前々年度から各PTA単費で取り組みも強化をしていただいて、19年度の決算におきましてはかなり、ここ5年間では最高の徴収率を上げていただいたというふうな結果となっております。

そういう中で、せんだっての新聞、熊本の町のお話であったと思います。この事例は、実際、県内でも多久市が3年ぐらい前に1回されております。ただ、今はもうやめられております。と申しますのは、これはちょっと内々でお聞きした話でございますけれども、保証人さんを立てていただいて、その保証人の証書をとるのに物すごく手間がかかると。もう給食が始まるまでに、それを全部出していただければいいんでしょうけども、保証人の印鑑をもらって、その書類をとるだけに手間がかかってしまうというふうなこともあるみたいでございます。

我々といたしましては、そういうことよりも学校とか保護者、そのあたりと連携をとりながら、給食費についての納付についての啓蒙活動をしていったほうが、個別に対応していったほうがいだろうということで、今のところはそういったことについては考えておりません。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

このようなことが起こってくるような、話の俎上に上るようなことがあれば、これはちょっと大変なことになってくるんじゃないかなというふうな気がいたしますので、特に保証人がいないということで、子供たちが御飯を食べれないという状況がある。そういうことにも直面しますので、こういったことはぜひ、やってほしくないというのとちょっと難しい問題ありますけれども、ただ、慎重に取り扱いをしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

30ページのNo.24の小学校管理費の部分で、能古見小学校の大規模改築ということに関連してちょっとお伺いをしますけれども、ここの改造事業の落札をされた業者さんというのは市

内の業者か、それとも市外の業者かお伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

お答えをいたします。

建築主体と電気設備、ちょっと今手元に詳細な資料を持っておりませんが、基本的に市内の業者が落札をいたしたと認識をいたしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

なぜ私がこれを質問したかといいますと、最近建設業者の方とたまにお会いしてお話することがありますけれども、市内の物件を市外の業者さんが落札をされるというケースがあると。今、市は多分市内業者、準市内業者、市外業者というように、多分3つぐらいに分けてあったと思います。

私は、やはりこれだけ冷え込んでいる中で、市内業者さんにぜひいろんな事業をしてあげて、そこにやっぱり少なくとも雇用というか、賃金という、そういったものが発生してきます。そしてまた、市内の業者さんがとられれば、その分納税というふうな形でも返ってくるというふうに思いますので、この質問をしたわけでございますが、今回に限ったことではなくて、以前からもこういう話はずっと続いてきたものだと私は認識しておりますけれども、その点について、積極的に市内の業者さんを活用していくという方向性は持っていらっしゃると思いますけれども、制度の問題が少しかかわってくると思いますが、その点について、こういったことを改善しようという考えはお持ちなんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

指名業者の選定のことについてということになってくると思います。

御承知のとおり、この工事につきましては、施工能力の等級表というのがありまして、これは私のほうでの資格の審査はできませんので、県のほうの施工能力等級に従っております。したがって、その能力、あるいは金額によっては、市内だけでは対応できないというのは多分出てきます。

したがって、基本的にはそういう県の基準に従って今選定をしておりますので、どうしても市内だけに限定というのはなかなか難しいというふうに言わざるを得ません。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

わかりました。できるだけ考え方だけでも、市内の業者さんに落とせるような仕組みづくりというのをぜひしていただきたいというふうに思います。

次に、今建設関係の落札価格というのが、県は今85%ですかね、最低入札価格というのが大体決められているというふうに思いますが、鹿島市はそれがないということで、55%とか60%とか、安い金額で発注されているところもあると思います。確かに、安い金額で仕事をしてもらえるとというのは、一緒のものをつくるのであれば、それは安いほうにこしたことはないと思いますけれども、少なからずとも、例えば、一定のものをつくるにしても、見えない部分で手抜きがあったり、材料が違うものを使ってあったりということが発生した場合に、いろんな強度の問題とかも出てくると思いますね。ですから、そういったことで、取り壊してまたつくるといふ形になってきますから、どうしても金額的には二重にかかってくるというふうな考えも出てきますけれども、そのような危険性というのは考えられたことありますか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

この問題は、長く議論をしている問題でもございます。今のところ最低価格を設ける予定はございません。

指名業者につきまして、指名をする段階で施工を間違いないだろうという業者を選定しているところでございます。さらに、監督者が市のほうでつきますので、今後とも十分施工については監督をしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

ぜひ価格が安い分、いろんなマイナス点と言うんですかね、もちろんプラスの点は安いということなんですけれども、物そのものが粗末なものであればいけませんので、その部分についてはしっかり市のほうが監督をしていただきたいというふうに思います。

あと、先ほど質問を二、三しましたけれども、この点についてもぜひ改善というか、そういったものの検討を市内でもしていただいて、できるだけ市の業者さんが、もちろんそこに雇用も発生しますので、潤うような形で考えていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

1点だけ質問をさせていただきます。

総務費の中の庁舎管理費で補正額3,527千円と市民会館費で215千円という補正が上がっておりますけれども、この燃料費等だと思いたしますが、この内訳についてまずお尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

庁舎管理費の補正についての御質問でお答えをいたします。

庁舎管理費の燃料費を、今回12月補正で2,487千円の補正をお願いしているところでございます。

この補正は、庁舎の冷房用、暖房用といたしまして、その燃料に灯油を使っておるところでございます。当初の予算の積算上におきましては、1リッター95円で計上をいたしておりました。ことしの燃料の原油高等で、燃料の単価の変動が生じまして、8月時点では1リッター136円ということ、また、現在10月時点におきまして113円という単価になっておまして、その額によりまして、決算見込みを立てているところでございます。

また、年間の使用料につきましても、当初4万3,200リッターを見込んでいたところ、決算見込みでは5万1,200リッターということで、今回2,487千円の燃料費の補正をお願いしているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ちょっと原油が8月から9月ぐらいで、原油価格がピークに達しております。140ドル近くまで1バレルなったわけで、ただ最近は40ドルぐらいまで下がってきておりますので、この先は、多分燃料費等は減っていくんじゃないかなというふうに予想してはおりますけれども、この燃料の価格を決める場合の多分入札だと思いますけれども、例えば、一般競争入札なのか、随契なのかという、いろんな入札方法はあると思うんですけど、そこら辺はどんななっていますでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

この燃料の契約でございますけど、これは鹿島に組合を組織してございます。組合から契約単価の見直し要請がありましたときに、その組合との話し合いで単価変更契約をしているところでございます。

9月までは、月1回の変更契約ということになっておりますけど、先ほど議員が申されましたように、今現在1バレルが40ドル未満下ってきたというふうなことで、10月からは月2回の見直しということで変更単価契約をいたしているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

灯油を使っていらっしゃるということで、ピークで136円から今113円ということですが、余り価格は、ガソリン価格と比べたら下落率はやっぱり低いなという気がいたします。

私も8月に高速を利用しましたとき、高速の給油所で188円でしたけれども、今はもう120円台まで下がってきておりますから、今はもう原油価格に従って——ガソリンは下がっているんですけども、灯油が余り下がっていないなということでございます。

組合との契約ということでございますけれども、以前は月1回で、今現在は月2回ということですが、今から将来的に考えていきましたときに、原油が高騰しているときと下がっているときと、やはりちょっと違うんじゃないかなという気がいたします。だから、将来的には月2回で契約をされるのかどうか。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

参考のために御答弁いたしますけど、先ほど10月時点では113円ということで、この113円につきましては、12月の補正で決算見込みを立てる場合の金額が113円であったということで、現在におきましては、12月時点におきましては、灯油は1リッター84円ということになっております。

ちなみに、ガソリンでございますけど、ガソリンにつきましては、4月の時点では154円だったものが、8月の最高時点では187円ということ。そして、現在12月の段階では122円での契約ということになっております。

先ほどの変更契約の件でございますけど、毎月必ず月一度はするじゃなくて、もし大きな変動があった場合に組合のほうから申し入れがあるということになっていまして、その場合は市からも組合に対して価格の変更をお願いする場合もございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ということは、例えば、市民会館の燃料もやはり灯油ということでよろしいんでしょうかね。

それからもう1つ、学校給食費に関しましても、これも補正で5,883千円、これは修繕代

金等々が入っているということでございますが、これも同じような契約の条件なのかどうかお尋ねして、最後にいたします。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

給食センターにつきましての、今は灯油ということでございましたですけれども、灯油ではなくて、ほとんどもうLPガスですね、給食センターではLPガスが燃料費の主なものを占めるものでございまして、これにつきまして、これは財政課のほうでやっていただいていますけれども、市内の納入業者をつくっていただきまして、そこと単価契約をして納入をいただいている。それにつきまして、申し上げますと、給食センターは大分量が多いでございますので、単価はかなり抑えて出していただく。施設ごとで、やはり少なく使う施設はちょっと高目——高目と言うぎいけません、基本料金も含めたところでの単価設定というような形で、給食センターのほうはかなり抑えた価格での単価契約となっております状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。（「済みません、1点だけ追加して質問させてもらっていいですか」と呼ぶ者あり）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

済みません、先ほど1点どうしても質問しようというのを忘れておりましたので、お尋ねをしますが、私は今説明資料のほうを見ているんですが、28ページの庁舎管理費、この中に庁内時計等購入というのが上がっていますね、これが875千円、これは恐らく庁舎の時計が今故障しているということで、買いかえだと思いますが、まず875千円、幾つ購入するのか、まずそこからお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

お答えします。

市役所の庁舎ができて30年近くが経過をいたしております。市役所の時計につきましては、1階にございます機械室のほうで時計の管理を行っていたところですけど、その本体そのものがもう30年経過していかれてしまって、修理もきかないということで、11月でしたか、一斉にとまって、もう修理もきかない状況になりました。今回補正をお願いしている台数につきましては、60台の購入をお願いしたいということで予算を計上しているところでございます。

また、この金額につきまして、補正ではお願いをいたしておりますけど、この修理につきましては、この議会の議決を待つことはできないということで、予備費での対応をお願いしたいということで、もう既に発注をさせていただいております。この予算につきましては、凍結予算ということで対処をお願いして、年内には庁舎の時計をすべて入れかえたいという計画でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

はい、わかりました。それでは、この時計の購入は、一括してどこからか購入されたのか、それとも分割して発注されて購入をされたのかお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

この時計の購入につきましては、市内の時計屋さんとか、いろんな店がございますので、市内の業者さんに見積もりの依頼をいたしまして、そして一括購入ということで、一番価格の安い店ということで、一括して購入をしたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、時計を販売している店というのは、時計屋さんのみでなく、例えば、文具屋さんとか、その他いろんな雑貨といますかね、専門店じゃなくてもいろいろありますが、そういうふうなところで一括ということですが、それはどういう部類の店から買ったんですか。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

議員が先ほど言われましたように、文具屋さん、そして時計屋さんに見積もりをお願いしたところでございます。（「そして一括購入するところは、時計屋か文具屋かどがところか」と呼ぶ者あり）見積もりが一番安かったのは時計屋さんでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今どこでも大変な話ばかり出ますが、商店もそうですね。特に時計なんていうのは、そうそうこんな一括して出ないわけですからね。どこでも期待をしたと思いますが、例えば、見積もりが違うと言ってもそんなには違わないと思いますが、こういうめったにないことです

し、市の大事な備品ですからね。幾つかの店に分割して発注するというようなことはお考えにならなかったんですか。それぞれが幾らかでも利益を上げていただくというような立場に立ってですね。そういうことも私は考えてしかりだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

北村総務部長。

○総務部長（北村和博君）

今回のこのような事例は初めてでございまして、見積もりを依頼する場合の仕様書作成に当たっては、やはり総体的に合計金額が一番安いところをお願いをすることで見積もりを依頼したところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それはわかりますから、こういう状況でもあるので、なるだけそれは出したところ全部に振り分けるとわずかな利益にしかならないかもわかりませんが、ある程度のことは配慮しながら、一括にまとめるということじゃなくて、皆さん方にある程度の行き渡りがあるような形の配慮が必要じゃなかったかなという気がするんですよ。

ちなみに、先ほど建設業のお話も出ていましたが、今回はやっぱり市内から購入いただくわけでしょう。そういうことでいいわけですが、いろんな面で、やっぱりまだ鹿島はよそからも買いよんしゃっですもんねというようなお話も聞くところもありますので、例えば、1割、2割高くても、地元から買うことは、ほかの形での回りというのが出てくるので、これは市内から買っていただいたということで私は了解するわけですが、そういう面で、いろんな面で配慮をお願いして終わりたいと思います。

先ほど言いましたように、なるだけ幅広く行き渡るような、今の状況ですから、そういうことも考えていただくと。もちろん安くということも大事だと思いますが、そのことはお願いをしておきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

見積もりをとって、一番安いところという前提でやっています。例えば、Aという店は1台10千円という見積もりを出したと。Bという店が11千円という見積もりを出したと。Cという店が12千円という見積もりを出したとしますね。これ分散しますと、店側からすれば、10千円で売ったところはやっぱり13千円で売っとぎよかったというふうになりますね、そうでしょう。結局、じゃあ全部からそういうふうになれば、13千円に合わせて買わにゃいかんと、こういうことになる。現実的に、その言われる意味合いはわかりますけど、具体的な

やり方というのはなかなかちょっとこれは、やっぱり一番安いところに集中して買わざるを得ないということになると思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それは、そういう手法をすればそうなるでしょうが、その前の段階で、じゃあどうしたらいいかというのは、皆さん方が専門家ですから、お考えいただければおのずから浮かんでくるんじゃないかと思います。私が提起をしてもいいですが、そういうことです。（「おのずから浮かんできたやり方でしたんです」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第64号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第64号は提案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第65号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3. 議案第65号 平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

それでは、議案第65号 平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

議案書は26ページでございます。

今回の補正は、下水道使用料の増額及び経常経費、建設事業費の精算見込みに伴いまして、充当財源の増減調整と債務負担行為についてお願いをいたすものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

平成20年度 鹿島市の公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるといたしまして、第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,883千円を減額いたしまして、それぞれ2,036,272千円といたすものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正は、2ページ、3ページの第1表のとおりでございます。第2条、債務負担行為の補正は、4ページの第2表のとおりでございます。

今回お願いいたします債務負担行為の補正の追加は、鹿島市浄化センター等運転管理業務の委託料分です。この管理業務につきましては、供用開始以来、安全第一ということで、実績ある業者に随契でお願いをしてまいりました。しかし、随契では不透明とのこともあり、検討を重ねてまいりましたが、その結果、来年度から入札方式への移行を考えております。

そこで、新規参入業者が入ることも予想されますので、安全運転のためには単年契約はそぐわないこと。また、複数年契約とすることで、より競争性や安全性が期待できるものとして、3カ年分の252,000千円を限度額として計上いたすものでございます。

第3条、地方債の補正は、5ページの3表のとおりでございます。

次に、説明資料をお願いいたします。

6ページから7ページになりますけれども、事項別明細書は説明を割愛し、8ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、2款1項1目、公共下水道使用料は485千円を増額の補正で、これは滞納分の増額でございます。

9ページをお願いいたします。

4款1項1目、一般会計繰入金は4,068千円の減額でございます。説明は右の説明欄のとおりでございます。総務管理費△1,881千円、維持管理費△105千円、建設事業費△2,082千円、全項目とも△でございます。

10ページをお願いいたします。

10ページの7款1項1目、公共下水道事業債300千円の減額でございますが、事業計画の変更による事業債の精算見込みによります。

11ページをお願いいたします。

歳出について御説明をいたします。

1款1項1目、総務管理費1,881千円の減額は、下水道管路台帳システム、これのリース料の減額によるものでございます。

2目、維持管理費は380千円を増額でございますが、事務費の調整をいたしております。

12ページですが、1款2項1目、建設事業費は2,382千円の減額となりました。これは事業費精算見込みによる組み替えでございます。

なお、ここで事業債も減額となりまして、5ページのほうで地方債の限度額の補正を300

千円計上いたしております。

13ページでございますが、債務負担行為の支出予定額の調書でございます。

14ページに、地方債に関する調書を添付いたしております。

以上でございますが、御審議のほうよろしく願います。

**○議長（橋爪 敏君）**

質疑に入ります。9番水頭喜弘君。

**○9番（水頭喜弘君）**

何点か質問させていただきます。

ただいま課長のほうからる説明がありましたが、その中で、この債務負担行為についてですけれども、補正について、今の鹿島市浄化センターと運転管理業務に係る委託料、平成21年から平成23年までの252,000千円ですかね、そのことで今説明をいただきました。

そこで、今説明によりますと、今までは随意契約やったのが入札の方法が変わりまして、方式が移行ということでも説明があり、また、なぜ3年なのかというのも、やっぱり安全性、また競争性ができるということで、今説明をしていただきました。

そこで、当然新規の業者の方の参加もこれは考えられるんじゃないかと思えますね。そういうことで、今まで単年で六千四、五百万ぐらいですかね、ずっと単年、単年でやってこられたけれども、今回、この3年でした場合に、約80,000千円ちょっとぐらいになるわけですね、この数字でいった場合にはですね。それで、結局3割近くぐらい若干ふえてくると思うんですけど、この要因は何でふえるわけですかね。

**○議長（橋爪 敏君）**

亀井環境下水道課長。

**○環境下水道課長（亀井初男君）**

お答えをいたします。

議員おっしゃりますように、今まで随契した金額で平成20年度は65,000千円程度で随契をいたしております。

今回、252,000千円という、3カ年で割ると80,000千円近くなるんじゃないかということでございますが、65,000千円につきましても、うちのほうといたしましては設計をしまして、その設計の中の金額で業者さんには今まで随契の中でも見積もりをもらいながら検討してきている額でございます。

そういうことで、今回、先ほどありますように、新規参入業者もおられる可能性あるわけで、設計額の上限でお願いするということでお願いをしたいと思っております。よろしく願います。

**○議長（橋爪 敏君）**

9番水頭喜弘君。

**○9番（水頭喜弘君）**

設計額の上限でやったということですね。そういうことで、はい、わかりました。

じゃあ、この新規の業者の方が、例えば、参加するにしても、要するに資格等とか、そういうとも当然問われてくるんじゃないかと思うわけですよ。そういう資格を持っておられる方、これは例えば、地元業者も含めて、その資格を持っておられる方が当然、もしかしたら、失礼ですけど、資格にちょっと足りない、ちょっと厳しいんじゃないかという面も出てくるんじゃないかと思います。

そういう中で、例えば、さっきからいろいろ企業の話とかあっていたんですけども、やっぱり地元の業者も参加したいということのを当然思われるんじゃないかと思うわけですよ。多分指名になったら、その中で入札に参加をされるように願いを出してこられると思うんですけども、そういう中で、資格の問題で、今どのようにこのことは考えておられますか。

**○議長（橋爪 敏君）**

亀井環境下水道課長。

**○環境下水道課長（亀井初男君）**

お答えをいたします。

資格の問題には、一つ一つの技術の資格の問題、あるいは入札にかかわる資格の問題、こういうことがあるかと思っておりますので、今回、この補正予算について議決をいただきますと、そこで検討をいただくものと思っております。

以上でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

9番水頭喜弘君。

**○9番（水頭喜弘君）**

当然補正が通ってから、この中でいろいろと決められていくんじゃないかと思うんですけども、要するに、地元業者の方で、資格等がもし足りない、これがいろいろ資格はあると思うわけです。その足りないと思われたとき、何と何が足りないのか、そういうことのが、もし足らなかつたら、そういう指導もされて、そして入札の参加できるような、例えば、資格がなかった場合には、例えば、僕は素人でわかりません。ただ、技術的にも、電機業者、いろいろあると思うわけですね。そういうことがなかつたら、そういう方々を結局、とられた方がされて、これも進んでできるんじゃないかと。そういう考えはなかですか。

**○議長（橋爪 敏君）**

亀井環境下水道課長。

**○環境下水道課長（亀井初男君）**

お答えをいたします。

一つ一つの技術の資格につきましては、いろんな会社の方針でされていかれるものと思

ます。あとは入札を受ける資格があるかどうかということであると思いますので、そこら辺については、これはまた別のところで検討いただくものと思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

入札を受ける資格の問題とかいろいろ今言われたですけども、そういうふうに、これはやっぱり当然、地元業者のこれからは育成をしていくべきじゃないかと僕は思うわけですよ。せつかく今まで随意のほうから、この入札の方法が変わったということは、これは喜ばしいことじゃないかと思うわけですよ。だから、僕は一步前進じゃないかと思っています。だから、これをやっぱり教育をしていただいて、何が足りないか、これを育成しながらしていくのも、やっぱりこれはお仕事と思うんですけど、その点はどうか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

ただいまの御質問につきましては、当然あそこの浄化センターを動かすのに必要な技術でありますとか、そういうことでの資格でありますとか、そういうのをもし質問があられば、私たちのほうにいつでも来られてお尋ねできると思います。こういう資格が要るんですよという御指導はできると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかります。だから、足りない分とかいろいろあったら、また聞きに来られたらいろいろ言いますよと、指導しますよと。じゃあ、そこから一步前進して、こういうことをやっぱり育成していくというものを考えてくださいよ。それは当然だと思いますよ。

それから、次に行きます。

一般質問でもいろいろ申し上げましたけれども、その中で、下水道計画の中で、若干ちょっとお伺いしたいと思うんですけども、ちょっとわからなかったのが、この公共下水道の接続の世帯と、それから浄化槽の既存の設置数ですね。これからちょっと教えてもらえんでしょうか、設置数とか合わせた分。（「時間をもらってよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午後 1 時50分 休憩

午後 1 時51分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの御質問は、現在の排水設備水洗化の普及状況で、公共の接続件数と浄化槽の設置件数ということによろしいでしょうか。

平成19年度末ということでお答えをさせていただきますが、公共下水道が世帯数で1,946世帯が接続をしていただいております世帯数でございます。人口でいきますと、前にもお答えしたと思いますけれども、73.58%、74%ぐらいになっております。それから、浄化槽でございますけれども、今私のほうに手元に持っている資料が19年度末になっておりますけれども、設置基数、これが工事区域外ですね。現在、公共下水道をやっておりますけれども、その区域外が963基、それから工事区域内が219基、これが今私のほうの手元でっております設置基数でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

単純にこれを足しますと、約三千二、三百ぐらいになると思うわけですよ。大体市内の人口の世帯が1万弱ぐらいですかね、世帯ぐらいと思うんです。要するに、それからすれば、3割ぐらいは公共下水道、また浄化槽のあれがそれで設置されているのが3割近くあるんじゃないかと。単純に計算してあると思うわけですよ。

僕が言いたいのは、これから公共下水道どんどんどん、公共下水道進んでいかれる中で、どうしてもやっぱり、市長もこの前言われていた財政上の問題とかいろいろやっぱり出てくると思うわけですね。そういう中で、例えば、この毎年6億円ずつ一般財源から繰り入れをされています。そういう中で、例えば、浄化槽にこれを、いずれは切りかえて、あとは浄化槽でいきますよと言われていたわけでしょうがね。そういう中で、浄化槽に切りかえた場合には、大体見込みとしてどれくらいぐらいあれしたら、これが設置が6億円、例えば、下水道から今度これを浄化槽に切りかえた場合にはどれくらいぐらいの年数でこれができると思いますか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの浄化槽であれば、どれくらいの年数がかかるかというようなことの質問だと思いますが、ちょっと私のほう、そういう計算でどれくらいかかるかという計算をいたしておりませんので、今現在、私たちがやっています公共下水道区域の納富分処理区ですね、これを先般も言っておりますように、まず現在認可区域をいただいております109ヘクタール、これを21年度後半、22年度からは供用開始を始めまして、五、六年ぐらいはかかるだろうと予測をしております。その後、あと残りの約100ヘクタールの納富分処理区を進めていく、これを平成21年、22年に計画をしていきたいということで考えておりまして、浄化槽をどれくらいすればどれくらいになるというようなことは考えておりません。

ただ、ちなみに、今年度なんですけれども、浄化槽を大体51基、2基用意をしております。しかし、その申し込みがまだ半分に至っておりません。といいますと、大体工事始めますと、5カ月から6カ月ぐらい申請からかかるんですね。もう今年度の申し込みは少ないかなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

下水道はどんどんやっぱり計画をずっとしていくので、それは当然のことと思います。さっき僕も一般質問で言いましたとおりですね。ただ、要するに、これから21年、22年、いろいろあと残った分ですね、そういうものと、それから、あと計画区域外のところで、そういうもので、やっぱりこういうとも一応1回計算してみる必要があるんじゃないかと思うわけですよ。

そういうことで、ぜひこれはまた計算してみてくださいよ。そういうことでお願いします。以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

私のほうからは、先ほど課長の答弁の中でありました件で、もう少し詳しい説明をいただきたいということで御質問を申し上げたいと思います。

1つは、下水道の推進がある。合併浄化槽の設置の問題もある。集落排水等については、まだ検討がないと。目的は有明海の再生のための環境の保護という大目的と、陸においては文化的な生活ができやすいということだろうと思います。そういう目的に向かって、それぞれやり方はあったと思いますね、下水道の問題、あるいは合併浄化槽の問題ですね。

そういう中で、下水道が完備していくと、どうしても今やっているくみ取りとか、合併浄化槽の清掃の問題とか、そういうことで仕事の分野がそれぞれプラスになったりマイナスに

なったりしていくということが前提としてありますよね。そういう意味で合特法という問題があって、その中で地元の企業を、その仕事に携わる人たちのことを将来どうしていくかという問題があるかと思うんですね。

そこで第1点は、先ほど課長がおっしゃいました、今度の債務負担行為の中で、業者選定の問題があって、随意契約から競争入札になるという方向を示されて、あと3カ年ということも言われました。そこで、地元の企業を育成するという意味で、窓口に聞きに来られたら御相談に乗りますよということでしたけれども、実際地元の業者が、例えば、それに入札参加するまでの手続、それを具体的に教えてください。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

指名参加には、ちょうど今が切りかえですけれども、指名入札の参加資格、申請書がございますので、それを出していただくということになります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

今は2年に1回とか、そういうことがあったと思いますが、指名参加願、例えば、業務委託の場合、ちょっとよく私わからないでおるんですが、建設工事の場合の指名参加願は、国土交通省の標準様式があって、その中での必要書類をつければいいということになります。

浄化センターみたいな業務委託の場合、課長は非常に資格、技術者の資格が必要だというふうなこともおっしゃっていましたので、その指名参加願にどういう形での技術者をつけるのか。つけないでいいのか、つけるのかですね、その点はどうですか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

いわゆる指名願ですね、指名願の中には添付書類として技術者を添付するようになっています。それから、工事をした実績、委託なら委託をした実績というのをつけるようになっています。

技術者については、自分が抱えているところの技術者について、すべて書いて申請をしております。これは、工事についても、コンサルタントについても、ほかの委託業務の請負についても一緒でございます。先ほど、亀井課長のほうから申しましたように、自分ところの発注をするのに必要な資格を持っている技術者がいるかどうかというのを、その申請された書類の中から選考していきます。その選考がありますので、資格を持っている方はすべて書いていただいと。それから、自分ところのやれる業務については、すべて添付

書類としてつけてもらうというような形になっております。添付の書類につきましては、12月1日から1月の末まで受け付けておりますので、ホームページのほうよりダウンロードができるようになっております。直接企画課に来られた場合には、書類をお渡しするというようなことも行っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

詳しく説明いただきました。そういうことで、指名参加願をまず出すということですね。そして、課長が言われましたが、独自では審査できないので、県のほうの検査結果を利用して、そして指名にできるかどうかの判定をするということでした。そういう流れということで処理していいですかね。

その中で、特にこういう技術を必要とする業務委託というものは、非常に難しい問題があると思うんですね。だから、先ほど例えば、技術者の種類が、どういう種類が必要なのか、ちょっと僕自身がわからないんですが、やはり地元の企業を育成するため、いわゆる合特法にのっとった形でのいろんなフォローをしていかなきゃいかんという問題があると思うんですね。だから、そういう意味では、やっぱり技術者の必要性といいますか、技術者の育成といいますか、そういうものを含めて、やはり十分な協議をしていただければなど、あるいは御相談に乗って、いわゆる地元の育成を図っていただきたいなというふうに私は思いますが、その点についてはどうですか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今回、指名競争入札をやらせてくださいというお願いをしております。それで、それを前提に、ただいまの水頭議員にしても、中西議員にしても、地元であろうと地元でなかろうと、その指名競争入札に参加する可能性のある業者の特定の業者を私たちが育成するのかなんとか、そういうことはございません。全く公平です。そういう中で、地元であろうとなかろうと、わからない点、不明な点があったら、担当課のほうに来ていただいたら、それぞれ公平に懇切丁寧に説明をいたしますと、こういうことです。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

確かに、形式的にはそのような流れで行くんでしょう。ただ、私が言うのは、これは合特法という問題もあって、普通の建設工事とはまた違うような気がするんですね。そういう意

味で、余りにも、御相談に乗っていただくということですから、それで承知をいたしますが、やはり今後の地元企業の育成という前提に立って、今後のことをお願いしたいというふうに思っております。僕は別に、これは口利きではありませんので、念のために言っておきます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

議論を聞いておりまして、少し解明できない点が出てまいりましたので、二、三質問をいたしますが、その前に、従来までの建設以来、浄化センターが随契されていたものが、来年度から指名競争入札ということですが、一般じゃなくて指名競争入札ということですが、この点については、まず一步前進ということで評価をいたしております。

そこで、説明があったかどうかわかりませんが、単純な質問ですが、従来、単年度の年度年度の契約をやっておったものを、3年契約という、その3年の意味もあると思うんですけど、その複数年契約にされる理由ですね、どういうものが単年度契約であれば支障があったのか、なかったのかですね。あるいはまた、施設設備の変更に伴って、その3年またがる契約でないと実効性が上がらない業務内容に変わろうとしているのか、そこら辺を少し説明をしていただきたいというのが第1点です。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

今年度までは随契で来ておりまして、単年で契約をやってきております。その随契の理由も、経験豊富な安全第一ということでの随契をやってきておりまして、今度新たに指名競争入札をいたしますと、先ほどからありますように、新規業者も来られる可能性もあります。そうしますと、うちの施設に対してなれがあるかどうか、経験があるかどうか、あるいはどのような場所にどのようなふうな状況があるか、そういうことが必ず出てまいります。

まず第1番目には、今この債務負担行為のほうには出ておりませんが、まず来年4月1日から業務に入ってもらおうといたしますと、できるだけ早目に経験を積んでいただくように、年明け早々にでも入札をしていただいて、その経験をしていただきたいとまで思っております。

そういうふうな経験を単年で終わらせていいかというのが1つ大きくありました。せっかくなれていただくのであれば、3年ぐらいは計画して人員の配置でありますとか、そういうこともあろうと思いましたので、複数年契約がよろしいんじゃないかという考え方を持ちました。

それと、やはり新しい施設になりますと、先ほどから申しておりますように、安全性、

幸いにも今事故がなく来ております。これも機械に精通されているからというふうに思っていて、新たな業者が入られても、できるだけ精通をしていただくという向きも、この複数年というのにあります。

それと、単年単年でいきますと、先ほど言いますように、人員配置の問題もございます。そういう面では、金額的な競争性、これもやっていただけるんじゃないかなというふうに思っていて、複数年でお願いをいたすことといたしました。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

従来、安全な業者を選定して随契ということであったので、単年契約でも安心して委託ができておったと。今回、いかなる業者が落札をされるか、そういう不安要因を残すということから、少し経験を積まれたものを生かしていただくと、1年やって2年、3年と、そういう趣旨だということでございますので、それでよろしゅうございしますが、であれば、今までせんで、何で来年度からなのかということも1つ疑問として残るんですが、他市の下水道がもう供用開始をしている。他市のこの浄化センターの委託の状況ですね。いつか私は伊万里の件は取り上げて申しましたけど、契約の仕方として、今回、本市がとらうとしておる形をとっているのか、他市の例はどういうふうに大体、一般的でいいです。他市のすべての市を言うことは、答弁そこまでは求めませんので、他市の例としては一般的にどういう契約の内容になっているのかですね、お持ちの情報で結構ですので、お答えください。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

他市ということで、今現在、入札で直接やっているのが佐賀市、それに唐津市ですね。我々もこれを入札にしたときに、どういうふうにやっていくかということを経験をいろいろ考えたわけですが、やはり佐賀市、唐津市さん、入札をされていまして、その複数年契約でやられています。それを我々も見習ったというところがございます。

その他については、いろいろ随契のところもありますし、先ほどから出ておりますけれども、合特法に基づく地元の業者のほうに随契されているというような状況もございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

先ほどの水頭議員の質問ともちょっと関連しますが、この委託契約、額を252,000千円ということで、これは上限だと。市の設計価格をここに上げておるということですので、これ以下ということで、入札結果と契約を上程されるということになるろうかと思うんですが、それにしても、従来65,000千円前後で単年度契約をしておいた。これでいきますと、幾らぐらいになるんですかね。85,000千円ぐらいになるんですか。あっ、81,000千円、ちょっと電卓を入れておりませんのでなんですが、まあ80,000千円台になりますですね。だから、64,000千円から65,000千円という従来の実績に対して設計をした結果、これだけ単年度で引き上がるというのは、少し設計に甘さがあるのではないかなと。あるいはまた、従来までの随契が極度に安過ぎたのかもわかりませんが、そこら辺のギャップを精神的に私がどういうふうに埋めればいいのか、もう少し説明をしていただければと思うんですが。

**○議長（橋爪 敏君）**

亀井環境下水道課長。

**○環境下水道課長（亀井初男君）**

お答えをいたします。

平成20年度は65,000千円をお願いしております。さかのぼりまして、平成19年度は68,000千円程度じゃなかったかと思えます。この随契をお願いするときも、業者さんから見積書をとっております。その見積書をとる、その比較の前提として、私たちが設計書をつくって検討できる資料をつくっておるわけですけれども、その時点から設計書では約80,000千円程度になっております。

また、今回の3年となりますと、21年後半、あるいは22年になりますと、浜新町の中継ポンプ場も稼働するような形になってきます。そこの管理業務も含めた設計額を入れた中で、標準的な設計額での3カ年分ということで計上をいたしております。

**○議長（橋爪 敏君）**

12番谷口良隆君。

**○12番（谷口良隆君）**

浜の中継ポンプ場は、間もなく稼働が始まるということで、新たに設計に参入されたという要因が出てきております。

一方、終末処理場の系列も今増設に入っておるといふふうに思うんですが、この供用開始というのは、この契約の中に加味をされているのか、いないのか、そこら辺はどうですか。

**○議長（橋爪 敏君）**

亀井環境下水道課長。

**○環境下水道課長（亀井初男君）**

お答えをいたします。

現在のところ、22年度までの設計費用の中に加味いたしておりません。（「供用開始は」

と呼ぶ者あり) 供用開始は、22年後半になるんじゃないかなというふうには思います。

○議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

○12番(谷口良隆君)

次の項目に移ります。

今回、今までの議論の中にも、そういう意味が含まれた議論があっただけなのかも知りませんが、私なりにどういう業者が指名願を出されておられるのかも全然わかりませんし、素朴な質問ですけど、入札指名には合特法に基づく地元の業者というのが指名対象となっておられるのか、なっていないのか、そこら辺どうですか。

○議長(橋爪 敏君)

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長(亀井初男君)

ただいまの質問、合特法の問題ですね。これについては今回の入札そのものということではなくて、鹿島のし尿業者、あるいはその上部団体、組合のほうとも今協議をしているところでございます。

○議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

○12番(谷口良隆君)

それでは、そういうことで、その件はそれでよしとして、次に移りますが、本市は、要するに下水道事業を始めた時点において、供用開始における時点だったのかもわかりませんが、合特法に基づく協定を、市長と対象となる地元の業者さんとの間で協定が結ばれているというふうに伝え聞いておりますけど、その協定の内容というのは、今お手元にお持ちかどうかわかりませんが、どういうものを盛られている協定ですか。わかりますか、協定の内容。

○議長(橋爪 敏君)

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長(亀井初男君)

協定は、組合を入れた協定書にもなっておりますけれども、その中で、当然公共下水道が進みますと、くみ取り量が減っていくと。その減った分に関しての本来は合理化法に基づいて処理の計画を立てていく必要があるわけです。今我々は基本計画、処理計画だけしか持っておりませんで、これが細かいところまで出されない状態にあります。

そういうことで、合特法そのものでの代替業務という形には今のところありませんので、合特法に基づく代替的な業務ということで、口頭では公共下水道の管路の点検業務、それから沈砂地、これのくみ取り、そういうのを4点ほど掲げてあります。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

協定書、書面で協定を結んだのではなくて、口頭ですか。書面でしょう。書面の中に盛り込まれているのが、今言われるように、業務の下水道、今説明があつておつたように、1,946世帯がくみ取りから下水に切りかわることによって、地元の業者の業務がなくなっていく。そのいわば業務補完という意味で、合特法というのが趣旨としては法律として定められておるわけなんですけど、今説明のように、書面の中に——今ちょっと自席で書面というふうにおっしゃっておりますけど、書面の中にこの管路とか、あるいは沈砂地の管理等を含めて、4点にわたって協定を結んでいるということ、そういうふう理解すればいいんでしょうか。イエスかノーか答えてください。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

資料を持ってきたいと思いますので、時間をいただけますか。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午後 2 時 21 分 休憩

午後 2 時 21 分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き議案審議を続けます。

藤家建設環境部長。

○建設環境部長（藤家敏昭君）

谷口議員の質問にお答えいたします。

協定書につきましては、平成 7 年 9 月 6 日、鹿島市長桑原允彦が甲となっております。乙、佐賀県環境整備事業協同組合代表、山本光雄ですか。それから立会人といたしまして、鹿島市助役瀧上勝幸、同じく全国環整連九州連合会会長、これ立野さんですが、この方と協定書を結んでおります。内容につきましては、「鹿島市を甲とし、佐賀県環境整備事業協同組合を乙とし、鹿島市公共下水道事業計画に基づき、下記事項により協定書を締結することとする。」ということになっております。

甲の基本でございますが、「甲は、公共下水道事業計画の事業によって、その基礎となる諸条件に著しく変化が生じる一般廃棄物の処理及び浄化槽清掃業者に対し、長年にわたり市の固有の事務の代行として、甲の地域公衆衛生の向上を主として業務に従事してきた経緯から、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に

のっとり、厚生・建設両省の通達に基づき、乙と誠心誠意をもって協議し、甲と乙の責任において解決するものとする。なお、具体的な内容と詳細については、後日覚書に定めるものとする。以上、後日の証として協定書2通作成し、署名、捺印の上、各1通ずつを保有するものとする。」となっております、先ほど課長のほうから申しました業務については、これは代替的な業務ということで、予算の範囲内で実施をしているところです。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

今の本協定に基づいて、また別途覚書があるということですが、この場ではもうその内容までは問いませんが、ただいまありますように、その協定に基づいて現在、一部の業務について業務を発注しておるということですが、その事業の内容、それから年間の事業費ですね。今年度でもいいです。前年度の19年度の決算段階のものでもいいですので、どういものが業務として発注をされているか。合特法に基づく代替業務。それはいかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

お答えをいたします。

具体的に先ほど4項目程度ということで申し上げまして、ちょっと資料を手持ちにありませんので、現在お願いをしている、実際お願いをしているのは、ポンプ場の沈砂地のくみ取りですね、これをやっております。それから、現在、浄化センターの脱水ケーキ、処理した後の汚泥のケーキですね、これを鹿島の場合は、あそこは川棚ですか、川棚と西有田のほうに処分をお願いしております。その運搬業務をお願いしております。

もう1つ、管の管理業務なんですけれども、これをしばらくカメラを通してお願いをしておりました。しかし、何年かやりまして、特に欠陥が見当たらないということで、今それは中止をしております。現在、平成20年度でお願いをしましたのは、沈砂地のくみ取りと脱水ケーキの運搬ということになっています。（「額面は」と呼ぶ者あり）額面はちょっとここではわかりません。（「後でいいですか。はい、終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第65号 平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第65号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩をいたします。午後2時40分から再開をいたします。

午後2時27分 休憩

午後2時39分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

#### 日程第4 議案第66号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4. 議案第66号 平成20年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

議案第66号 平成20年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

別紙のほうで説明を求めます。別紙の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正では、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,673千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を4,429,583千円といたしております。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

補正の内容につきまして、6ページの説明書のほうで説明を申し上げます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入でございますけれども、9款2項1目. 一般会計繰入金ですけれども、1,673千円を増額いたしております。

増額の内容でございますけれども、出産育児一時金及び事務費に係る一般会計の負担金でございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。歳出について御説明を申し上げます。

1款3項1目. 賦課徴収費39千円を増額をいたしております。これは年金特別徴収事務負担金でございます。

それから、8ページの2款4項1目、出産育児一時金2,450千円を増額いたしております。現行55件の出産数を予定しておりましたけれども、若干増加傾向にありますので、今回7件の増額をいたしております。

次に、9ページをごらんいただきたいと思っております。

8款2項3目、保健推進費910千円を増額でございますけれども、これは平成19年度においての健康優良家庭の表彰記念品代を今回補正をお願いいたしております。

10ページ、12款の予備費でございますけれども、今回、財源調整のために1,726千円の減額をいたしております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第66号 平成20年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第66号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第67号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5、議案第67号 平成20年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡水道課長。

○水道課長（福岡俊剛君）

議案第67号 平成20年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

別冊の予算書の1ページをお開きください。

1ページの第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額に、第1款第2項、営業外費用に7,588千円を増額し、補正後の額を532,611千円といたすものでございます。これは、

ダム負担金の建設利息をダム事業の完了に伴い、必要経費として支出するため、4条予算より3条予算への組み替えでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額に第1款第1項、他会計出資金を10,470千円増額、また、第1款第2項、他会計負担金を3,000千円減額し、補正後の額を488,599千円といたすものでございます。

資本的支出につきましては、予定額から第1款第1項、建設改良費を10,588千円減額し、補正後の額を993,102千円といたすものでございます。

これは、収入につきましては、繰上償還に伴う一般会計出資金の増額10,470千円と、浜重伝建地区の消火栓設置事業費の確定に伴う減額3,000千円であります。

支出につきましては、ダム負担金建設利息7,588千円の組み替えと、浜重伝建地区の消火栓設置事業の確定に伴う減額3,000千円でございます。

第4条、予算第5条に定めた企業債目的を、建設改良事業及び繰上償還に係る借換債に改めるものでございます。

3ページ以降につきましては、附属書類でございますので、説明は省略させていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第67号 平成20年度鹿島市水道事業会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第67号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第68号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第6、議案第68号 鹿島市土地開発公社定款の変更についての審議に入ります。当局の説明を求めます。打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

それでは、議案書の29ページをお開きください。

議案第68号 鹿島市土地開発公社定款の変更について。

鹿島市土地開発公社定款の一部を別紙のとおり変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この定款変更につきましては、昨日総務課のほうからも条例改正案等が出されましたが、それに類似するものでありまして、法人制度の改革に伴う法整備が行われましたので、それにより定款の変更が必要となったものでございます。

30ページをお開きください。30ページは、今回の変更する定款の内容でございます。

内容につきまして、別冊の議案説明資料の33ページで御説明をいたします。説明資料の33ページをお開きください。

定款変更の新旧対照表でございます。左側が変更後、右側が変更前でございます。要点のみを御説明いたします。

まず、文言の修正でございますが、「行なう」という「な」を削除いたしまして、「行う」というふうに、一般的な表現にいたします。

あと大きな変更点は、その中ほどにアンダーラインであります「監事は、民法第59条の職務を行なう。」というのが変更前でございます。このたびの法の整備に伴いまして、左側のように、「監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）第16条第8項の職務を行う。」というふうに変更になりました。引用条文の変更でありまして、中身そのものの変更はございません。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第68号 鹿島市土地開発公社定款の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第68号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第7 請願上程

##### ○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7. 請願上程であります。お手元に配付の請願文書表のとおり、今期定例会において受理した請願1件であります。

請願第2号 「ILO勧告に基づきJR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択」を求める請願については、会議規則第128条第1項の規定により、総務建設環境委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明18日は午前9時から総務建設環境委員会による請願審査、午前10時から両常任委員会による連合審査会を開催します。19日から23日までの5日間は休会とし、次の会議は12月24日午前10時から開き、委員長報告、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時52分 散会